

R 3 営繕 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事

図面リスト

図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称
A — 01	特記仕様書 (1)	A — 11	仮設計画図1 [参考図]
A — 02	特記仕様書 (2)	A — 12	仮設計画図2 [参考図]
A — 03	特記仕様書 (3)	A — 13	防護ネット構図 (参考図)
A — 04	配置図・付近見取図	A — 14	あと施工アンカー・クランプ等詳細図 (参考図)
A — 05	中地階平面図 (現況)	A — 15	ホール客席部防護ネット構詳細図 (参考図)
A — 06	1階平面図 (現況)		
A — 07	中2階平面図 (現況)	E — 01	電気工事 特記仕様書
A — 08	ホール客席部詳細図1 (現況)	E — 02	電気工事 客席誘導灯配線
A — 09	ホール客席部詳細図2 (現況)	E — 03	電気工事 照明器具落下防止措置平面図・取付詳細図
A — 10	天井伏図 (改修図)		

課 長	副 課 長	課 長 補 佐	係 長	係 長	課 員	担 当

	章 項 目	特 記 事 項																																				
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事</p> <p>2. 工事場所 徳島市藍場町2丁目</p> <p>3. 敷地面積 ×××、××㎡</p> <p>4. 工事種目 1階ホール：天井落下防止ネット設置 構造規模：延床面積 14, 185.51㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階 地下2階建</p> <p>5. 工事区分 建築工事、電気工事</p> <p>6. 工 期 工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日</p> <p>II. 建築工事仕様書</p>	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>⑥ 材料・製品等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。 (1) 木材以外の材料 (2) 県内産資材又は県内企業調達資材 (3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難な場合、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載している場合は、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div data-bbox="2151 1176 2671 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、繊維材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないで、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は當精謀へ問い合わせ、工事に滞滞のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるで、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>																																				
<p>章 項 目</p> <p>1章 一般共通事項</p> <p>① 適用基準等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は事前に施設管理者と協議すること。 ・本工事の着工は、令和3年12月6日以降となる。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・一時撤去する客席は養生の上、ホワイエ及び舞台に仮置きすること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが難しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に4日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている(○)義務付けられていない)。 ・警備員は、延4人(昼4人、夜1人：うち検定合格警備員1人)を見込んでいます。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>	<p>④ 工事現場管理</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由形式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリアード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に準い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること、図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 除去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1113 1795 1365"> <thead> <tr> <th>発生材の種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処理単価 (税抜き)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>(有)吉野川キョウ(中間処分)</td> <td>徳島市宍道町東員方字北野7-2 徳島市宍道町東員方字西中浜49-1</td> <td>7.6</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金属 ★有良認定業者</td> <td>徳島市東沖州1丁目1-2 徳島市東沖州1丁目1-2</td> <td>6.2</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島県産 ★有良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸2番90号 徳島市津田海岸2番90号</td> <td>6.4</td> <td>10,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(株)明和クレーン</td> <td>三好市山田町寺野字大休場056 三好市山田町寺野字大休場056</td> <td>83.7</td> <td>15,000</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(株)徳島県環境整備公社(徳島支部)</td> <td>板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先</td> <td>13.2</td> <td>22,800</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えませんが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 ((有) ・ 無) 備品等名称：産席(1階客席：仮撤去対象範囲の物) 保管場所：舞台・ホワイエ 注意事項：産席の取外し・再取付については、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り回しする必要がある場合は、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内連相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	発生材の種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位	コンクリート(無筋)	(有)吉野川キョウ(中間処分)	徳島市宍道町東員方字北野7-2 徳島市宍道町東員方字西中浜49-1	7.6	800	t	金属(処分)	(株)旭金属 ★有良認定業者	徳島市東沖州1丁目1-2 徳島市東沖州1丁目1-2	6.2	0	t	木材	(有)徳島県産 ★有良認定業者	徳島市津田海岸2番90号 徳島市津田海岸2番90号	6.4	10,000	t	廃プラ	(株)明和クレーン	三好市山田町寺野字大休場056 三好市山田町寺野字大休場056	83.7	15,000	m3	石膏ボード	(株)徳島県環境整備公社(徳島支部)	板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先	13.2	22,800	t	<p>⑦ 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、繊維材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないで、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は當精謀へ問い合わせ、工事に滞滞のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるで、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>
発生材の種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位																																	
コンクリート(無筋)	(有)吉野川キョウ(中間処分)	徳島市宍道町東員方字北野7-2 徳島市宍道町東員方字西中浜49-1	7.6	800	t																																	
金属(処分)	(株)旭金属 ★有良認定業者	徳島市東沖州1丁目1-2 徳島市東沖州1丁目1-2	6.2	0	t																																	
木材	(有)徳島県産 ★有良認定業者	徳島市津田海岸2番90号 徳島市津田海岸2番90号	6.4	10,000	t																																	
廃プラ	(株)明和クレーン	三好市山田町寺野字大休場056 三好市山田町寺野字大休場056	83.7	15,000	m3																																	
石膏ボード	(株)徳島県環境整備公社(徳島支部)	板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町聖久字朝日野6番の地先	13.2	22,800	t																																	
<p>特記事項：</p>	<p>⑤ 施工調査</p>	<p>⑧ 施工</p>																																				
<p>特記事項：</p>	<p>⑤ 施工調査</p>	<p>⑧ 施工</p>																																				
		<table border="1"> <tr> <td>徳島県県土整備部営繕課</td> <td>工事名 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事</td> <td>株式会社剛 建築事務所</td> <td>連水可次</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名 称 特記仕様書(1)</td> <td>徳島市東広3丁目3-3</td> <td>1級建築士登録</td> </tr> <tr> <td></td> <td>図 番 A — 01 S 1/</td> <td>TEL (088) 622-0883</td> <td>第 102935 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>FAX (088) 622-0885</td> <td></td> </tr> </table>	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社剛 建築事務所	連水可次		名 称 特記仕様書(1)	徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録		図 番 A — 01 S 1/	TEL (088) 622-0883	第 102935 号			FAX (088) 622-0885																					
徳島県県土整備部営繕課	工事名 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社剛 建築事務所	連水可次																																			
	名 称 特記仕様書(1)	徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録																																			
	図 番 A — 01 S 1/	TEL (088) 622-0883	第 102935 号																																			
		FAX (088) 622-0885																																				

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																				
9	技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質777/ポルトチエ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質777/ポルトチエ常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内装</td> <td rowspan="4">内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カーテン工事作業</td> <td>・カーテン工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木質系床仕上げ工事作業</td> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空気調和機器施工</td> <td>・冷凍空気調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・合成ゴムシート防水工事作業	・塩化ビニル系シート防水工事作業	・セメント系防水工事作業	・シーリング防水工事作業	・改質777/ポルトチエ工法防水工事作業	・改質777/ポルトチエ常温粘着工法防水工事作業	・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業	かわらぶき	・かわらぶき作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業	サッシ施工 ガラス施工	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業	・ボード仕上げ工事作業		カーテン工事作業	・カーテン工事作業		木質系床仕上げ工事作業	・木質系床仕上げ工事作業	表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業	12	火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中地階～1階 客席</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。 ◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	測 定 対 象 室	測定箇所数	中地階～1階 客席	4	13	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	3章	内装改修工事	<p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎養生部分の養生範囲は図示による。(養生方法：ビニルシート・合板敷き)</p> <p>・既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：)</p> <p>・仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。</p> <p>◎監督員事務所は(・ 設ける(面積 m²程度)○ 設けない)</p> <p>◎既存電力利用(○ 出来る・出来ない)、電力料金(○ 有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(○ 出来る・出来ない)、用水料金(○ 有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、(・ 図示の場所に(○ 用意していないので業者にて)設けること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div> <p>1 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・天井下地を含む全面</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○ボード面まで(天井伏図参照)</td> </tr> <tr> <td>・ボード面を残し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード</td> <td rowspan="2">壁 天井</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">9.5 12.5</td> <td rowspan="2">準不燃 不燃</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">軽量鉄骨</td> </tr> <tr> <td>JIS A 6901の規格品</td> </tr> <tr> <td>化粧せつこうボード トラバーチン仕様 JIS A 6901の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>2 撤去並びに下地補修</p> <p>4 接着剤</p>	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	・天井下地を含む全面		○ボード面まで(天井伏図参照)	・ボード面を残し仕上げのみ	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	せつこうボード	壁 天井		9.5 12.5	準不燃 不燃			軽量鉄骨	JIS A 6901の規格品	化粧せつこうボード トラバーチン仕様 JIS A 6901の規格品							
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																										
仮設	とび	○とび作業																																																																																																																										
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業																																																																																																																										
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																																																										
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																																																										
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																																																										
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業																																																																																																																										
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																										
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																										
		・合成ゴムシート防水工事作業																																																																																																																										
		・塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																																																										
		・セメント系防水工事作業																																																																																																																										
		・シーリング防水工事作業																																																																																																																										
		・改質777/ポルトチエ工法防水工事作業																																																																																																																										
		・改質777/ポルトチエ常温粘着工法防水工事作業																																																																																																																										
		・FRP防水工事作業																																																																																																																										
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																																																										
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																																																										
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																										
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																																																										
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																																																										
左官	左官	・左官作業																																																																																																																										
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業																																																																																																																										
	サッシ施工 ガラス施工	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業																																																																																																																										
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																																																										
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																																										
		・カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																																										
		・鋼製下地工事作業																																																																																																																										
		・ボード仕上げ工事作業																																																																																																																										
	カーテン工事作業	・カーテン工事作業																																																																																																																										
	木質系床仕上げ工事作業	・木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																										
表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																																																																											
配管	配管	・建築配管作業																																																																																																																										
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																																																										
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業																																																																																																																										
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																																											
中地階～1階 客席	4																																																																																																																											
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																											
・天井下地を含む全面																																																																																																																												
○ボード面まで(天井伏図参照)																																																																																																																												
・ボード面を残し仕上げのみ																																																																																																																												
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																																																																																																																					
せつこうボード	壁 天井		9.5 12.5	準不燃 不燃			軽量鉄骨																																																																																																																					
JIS A 6901の規格品																																																																																																																												
化粧せつこうボード トラバーチン仕様 JIS A 6901の規格品																																																																																																																												
10	工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を用い、一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎外壁改修工事において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(図本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版) ・工事写真(写真帳1部(着事前、竣工のみ)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(・ よる ○ よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という)すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	14	デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎仮設機械材及び経年仮設機械材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機械材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(種類：枠組脚足場) ・壁つなぎ間隔(水平方向)： m以下、鉛直方向： m以下)</p> <p>・仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・仮囲い(仕様： , H= m, L= m)(図示) ・ゲート(・ 有 ○ 無)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること、また、安全管理も実施すること</p>	11	完成図等																																																																																														
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																										
3千円未満	—	1回																																																																																																																										
3千円以上5千円未満	—	2回																																																																																																																										
5千円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																										
1億円以上	2回	3回																																																																																																																										
区 分	サイ ズ																																																																																																																											
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																																											
			2章	改修仮設工事																																																																																																																								

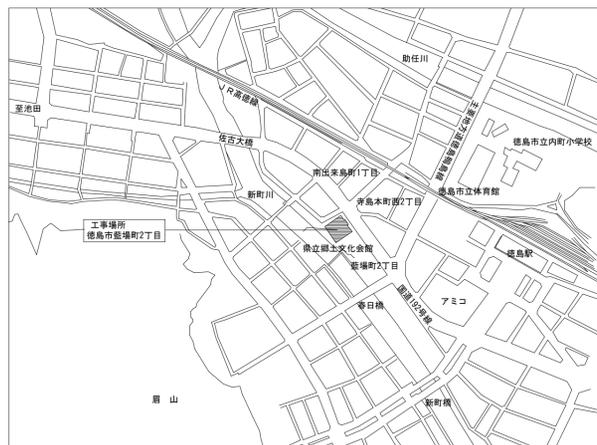
特記事項：

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	連水可次
	名 称	特記仕様書(2)	徳島市東広3丁目3-3 1 級建築士登録	
	図 番	A — 02 S : 1/	TEL (088) 622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX (088) 622-0885	

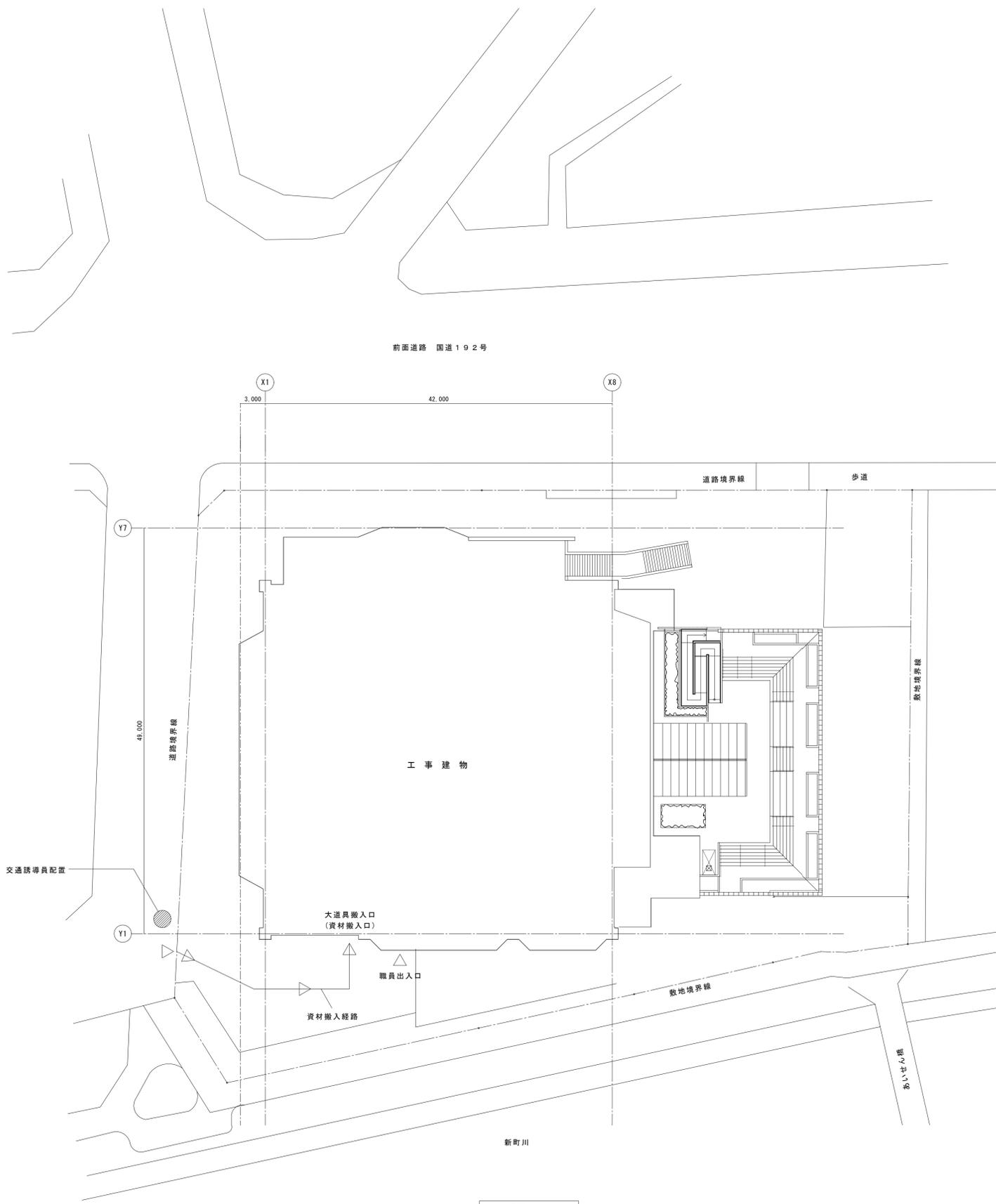
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																						
4章 工事其他のネ	① 仕上げ塗材仕上げ	<p>◎仕上げ塗材は、JIS A 6909 (建築用仕上げ塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地処理</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け仕上げ塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材E</td> <td>せっこう キ-ド</td> <td></td> <td>ゆず (既存合せ)</td> <td>吹付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆)とする。</p>	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上げ塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	せっこう キ-ド		ゆず (既存合せ)	吹付														
	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																						
	薄付け仕上げ塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	せっこう キ-ド		ゆず (既存合せ)	吹付																								
② あと施工アンカー工事 (ネット工事参考図に伴うもの)	<p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を(○)行う・行わない)、確認強度(16.34)kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。</p> <p>◎あと施工アンカーは(○)金属系アンカー・接着系アンカー)とする。 ・金属系アンカー 引張耐力(24.5kN)とする。せん断耐力()とする。アンカー本体の径(16mm)、埋込深さ(50mm)とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 他、採用ネットメーカー指定品とし、監督員の承諾を受けることとする。</p>																													
③ 天井落下防止ネット工事	<p>◎開口を設ける箇所等(別図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーヘッド：半径30cm×高さ45cmの円柱範囲空間にネット・ワイヤー等部材が入らないように開口を設ける。ネットがヘッド下方45cmより下となる箇所はメンテナンスのため点検口程度の寸法でネットを取り外し式とする。スプリンクラー部分はネットが二重にならないようにする。 ・感知器：点検・交換可能とする。 ・試験器具が感知器に到達できるよう器具部分に開口を設ける。 ・非常用照明：点検・交換可能とする。 ・照明器具(ハロゲンランプ等 熱を発するもの) ・マイク・天井付けカメラ ・他、メーカー決定後打合せによる。 <p>◎ネットを取り外し式とする箇所(別図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井点検口 ・一部ダウンライト ・X3通ステージ上部スピーカー前サランネット ・一部スピーカー ・他、メーカー決定後打合せによる。 <p>◎消防設備に変更を加える場合は、所轄の消防署へ報告・協議すること。</p>																													

特記事項：

徳島県県土整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事				株式会社 剛 建築事務所 徳島市東広3丁目3-3 1 級建築士登録 TEL (088) 622-0883 第 102935 号 FAX (088) 622-0885
	名称	特記仕様書(3)				
	図番	A — 03	S : 1/	年	月	



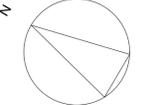
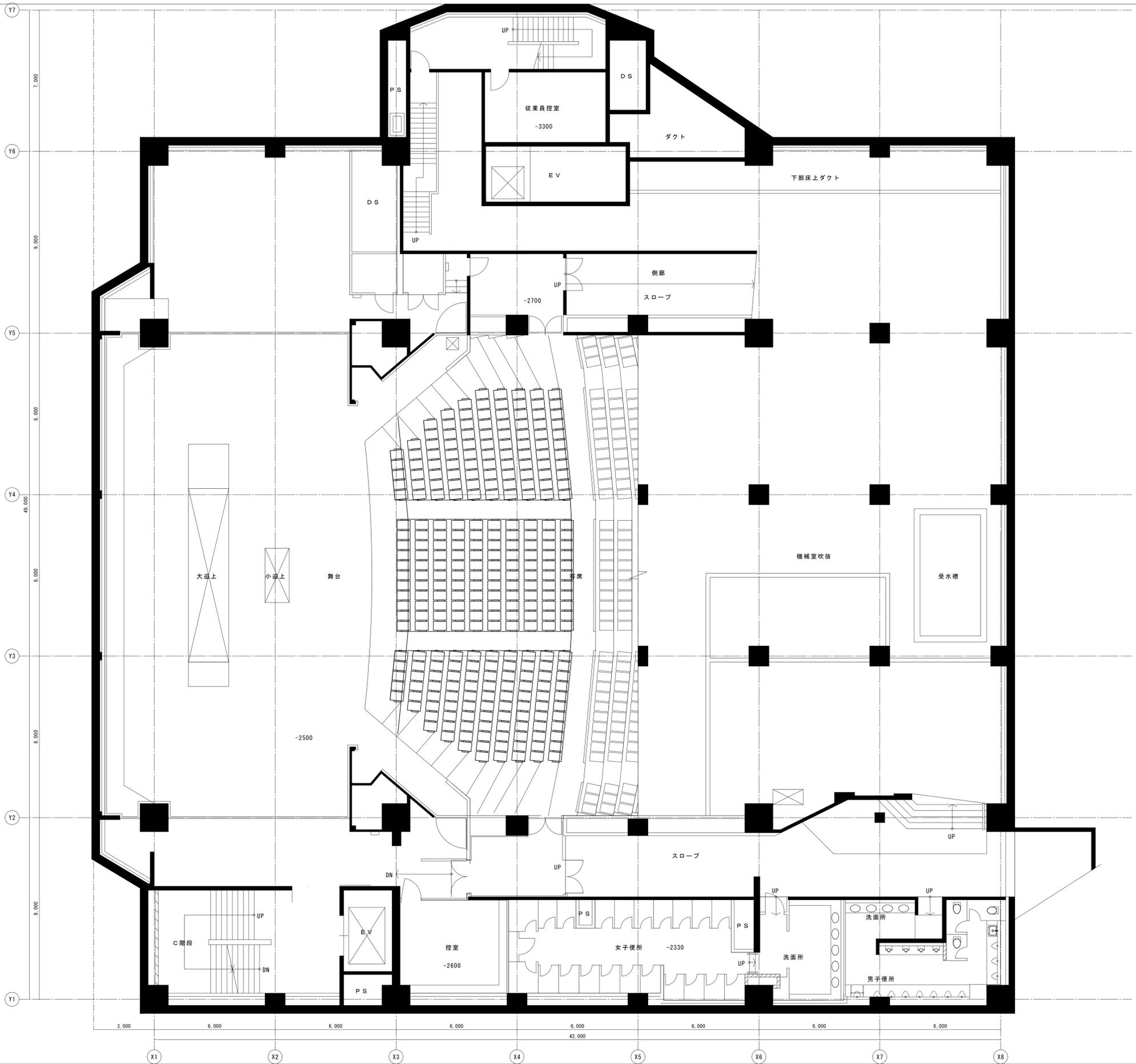
付近見取図



配置図 1/300

特記事項:

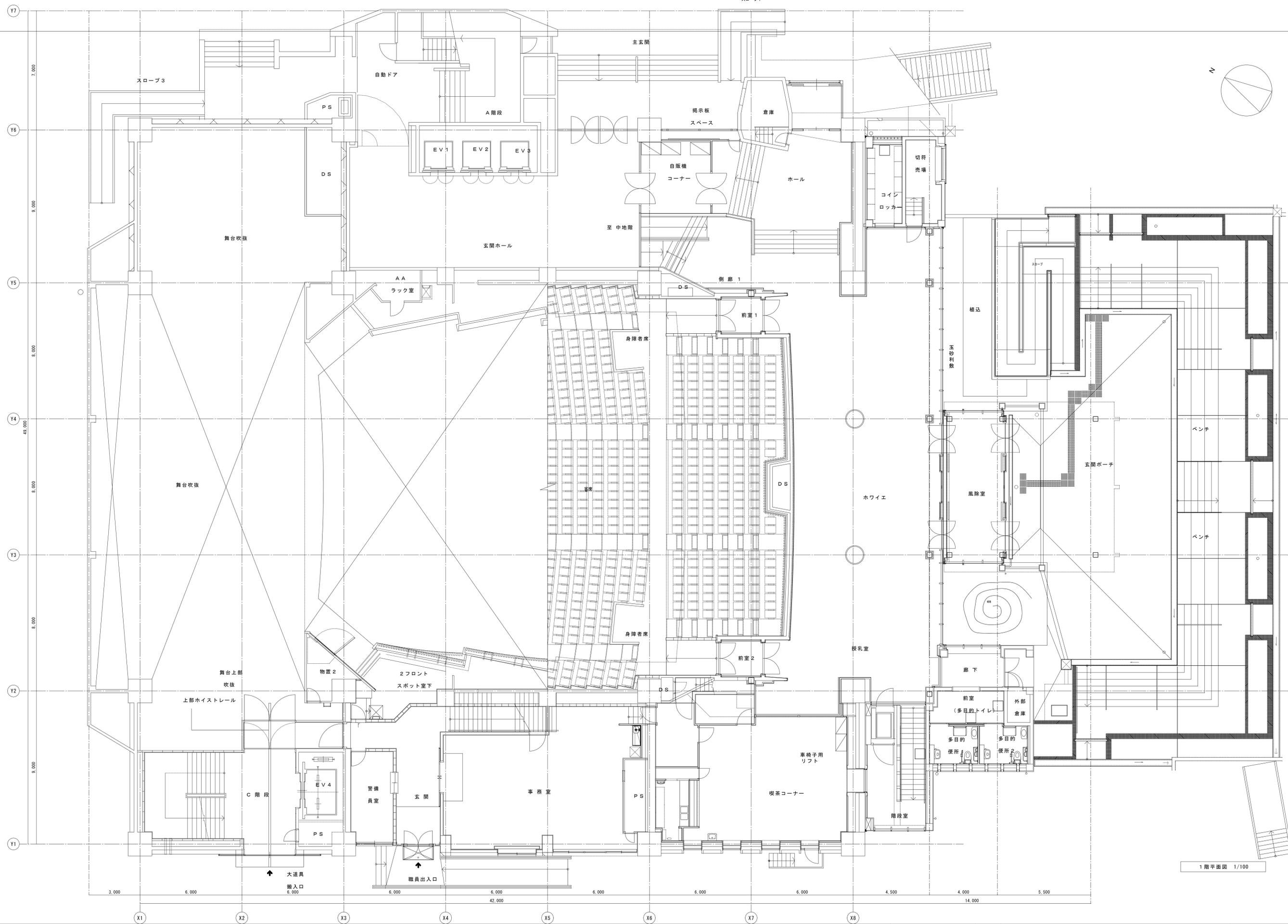
徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事				株式会社 剛 建築事務所 徳島市東広3丁目3-3 TEL (088) 622-0883 FAX (088) 622-0885	通水可 1級建築士登録 第 102935 号
	名称	配置図・付近見取図					
	図番	A	—	04	S: 1/ 300		



中地階平面図 1/100

特記事項:

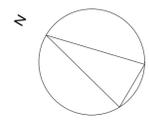
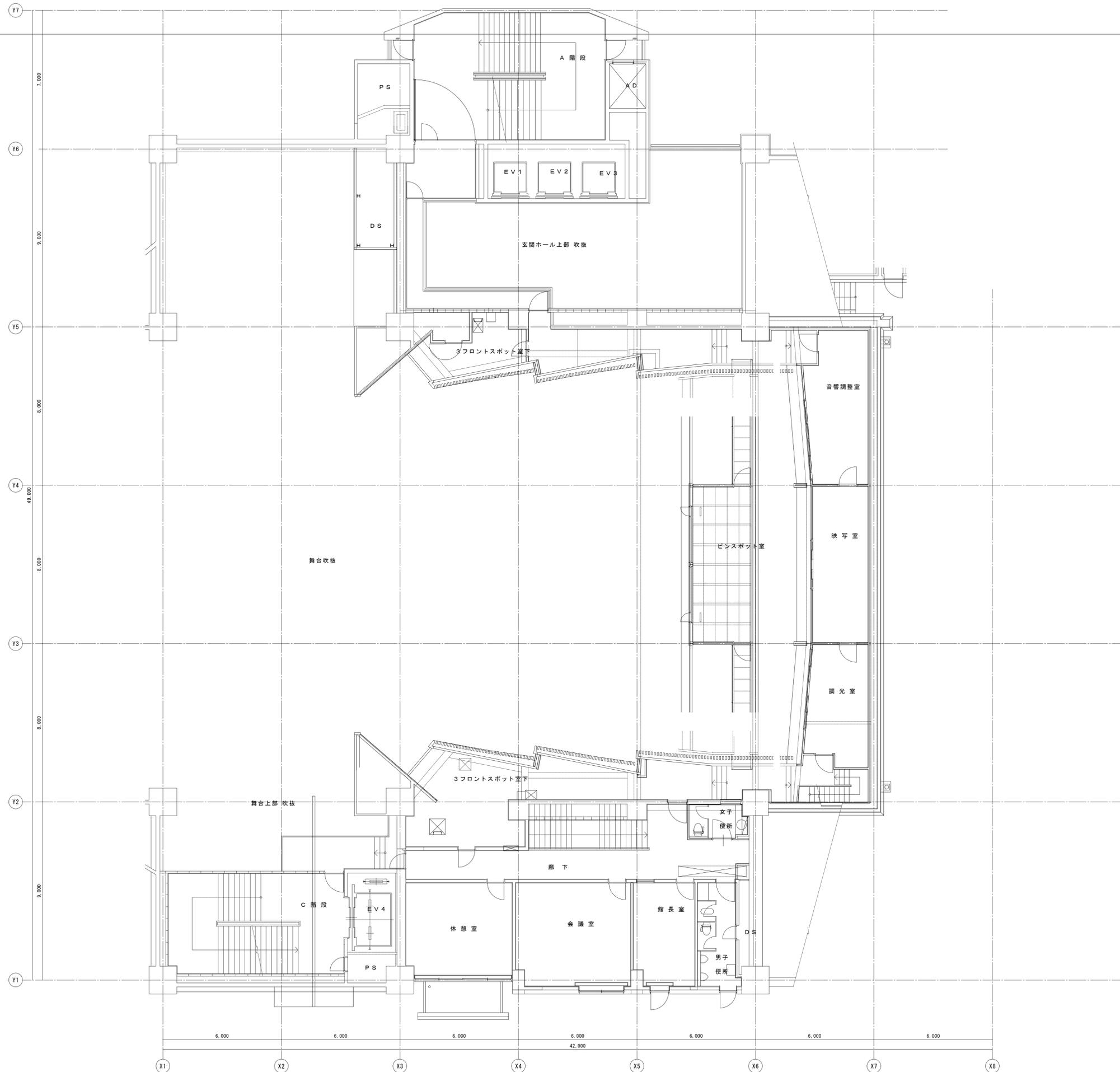
徳島県県土整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事			株式会社 剛 建築事務所 徳島市東広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL (088) 622-0883 第 102935 号 FAX (088) 622-0885
	名称	中地階平面図 (現況)			
	図番	A-05	S: 1/100	年 月	



1階平面図 1/100

特記事項:

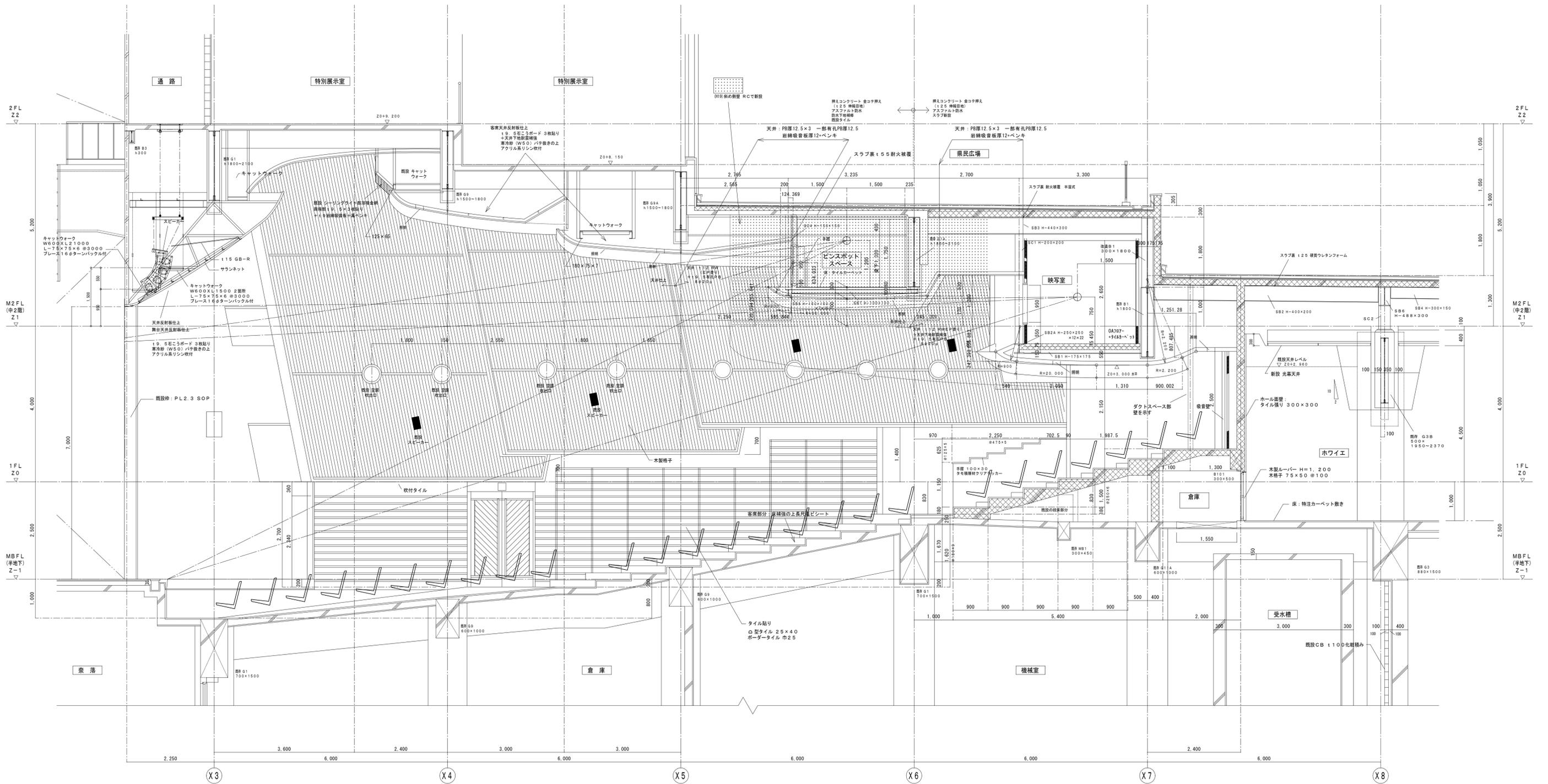
徳島県農土整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	清水 可次
	名称	1階平面図 (現況)	徳島市東広3丁目3-3 1級建築士登録	
	図番	A-06 S: 1/100	TEL (088) 622-0883 第 102935 号	
		年 月	FAX (088) 622-0885	



中2階平面図 1/100

特記事項:

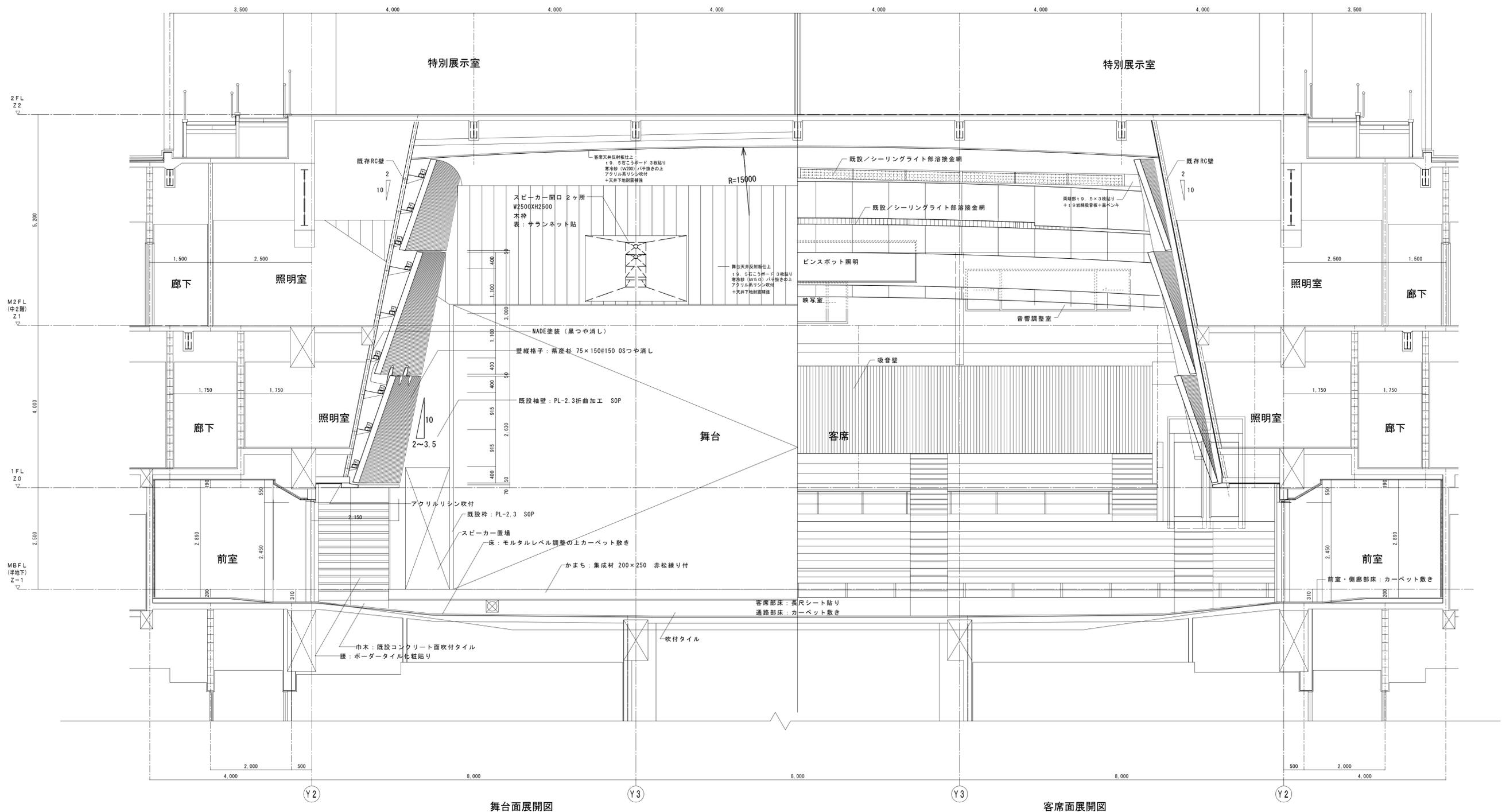
徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・産場 大ホール天井落下防止ネット設置工事			株式会社 剛 建築事務所 徳島市東広3丁目3-3 TEL (088) 622-0883 第1級建築士登録 FAX (088) 622-0885	速水 可次
	名称	中2階平面図 (現況)				
	図番	A-07	S: 1/100	年 月		



ホール客席部詳細図 1/50

特記事項:

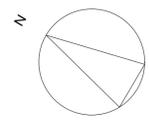
徳島県土整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	遠水可次
	名称	ホール客席部詳細図1 (現況)	徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A-08 S:1/50	TEL (088) 622-0883	第102935号
		年 月	FAX (088) 622-0885	



ホール客席部詳細図 1/50

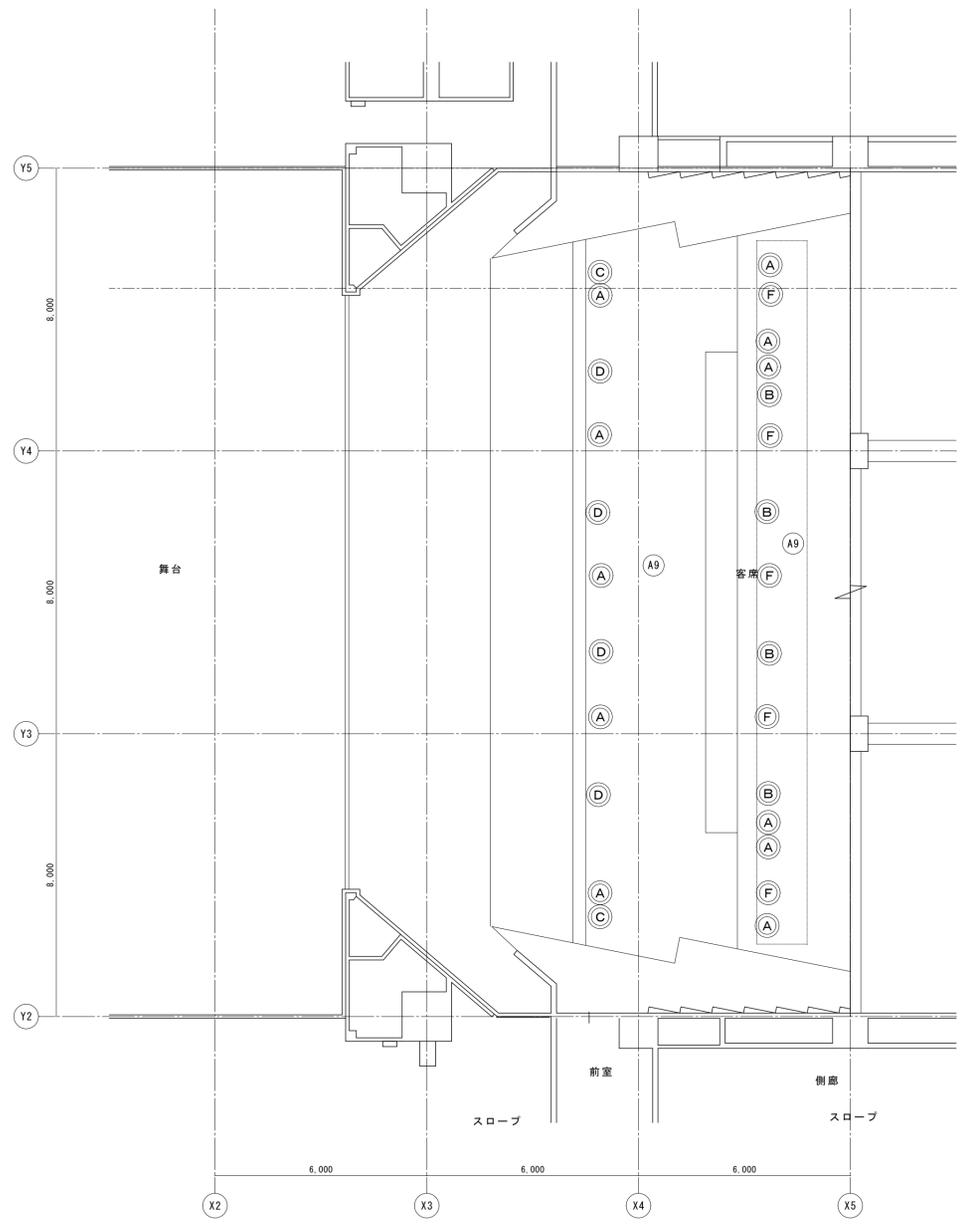
特記事項:

徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・産場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
	名称	ホール客席部詳細図2 (現況)	徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A-09 S:1/50	TEL (088) 622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX (088) 622-0885	

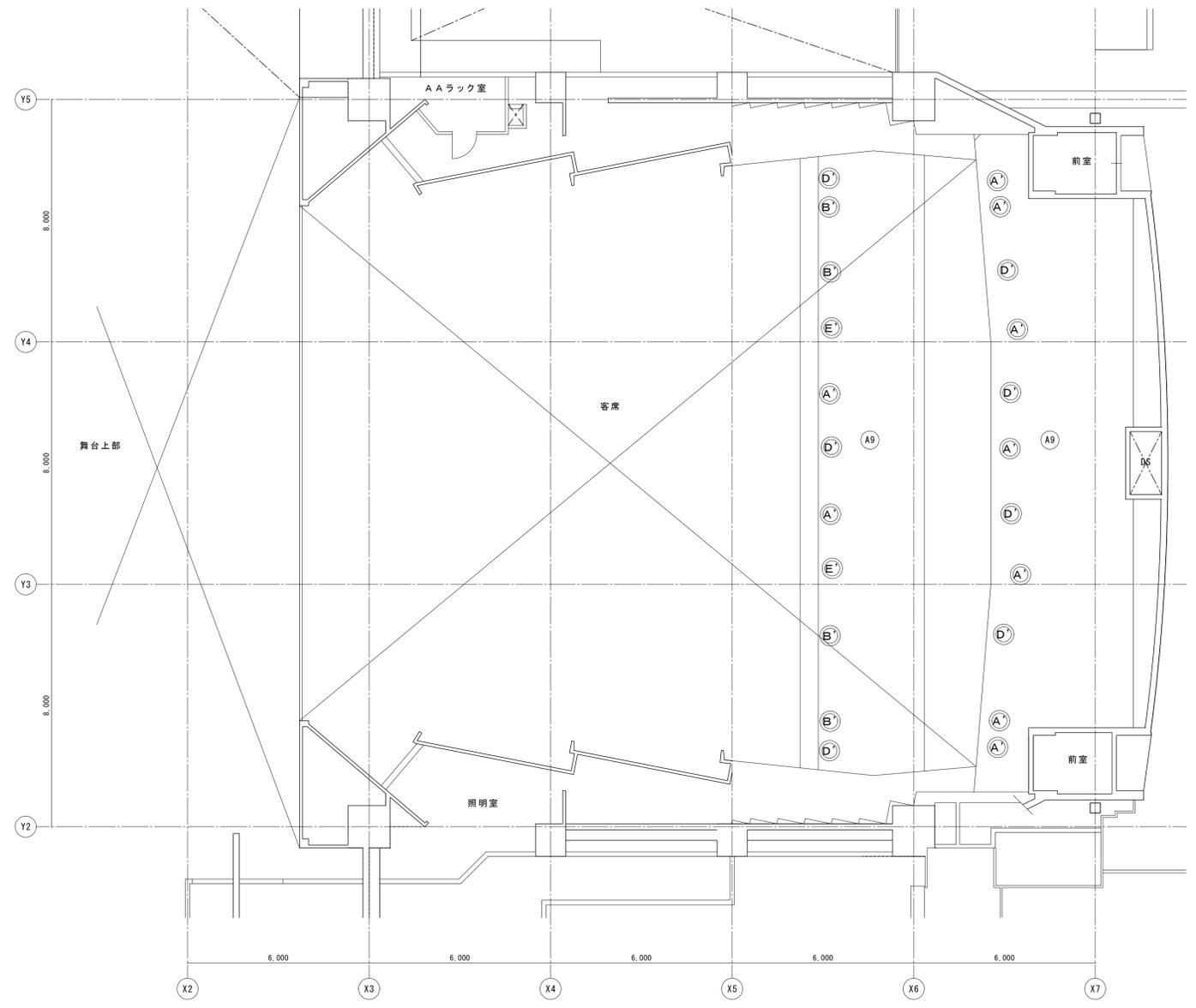


記号	改修前	改修後
A9	PB厚9.5×3 リシン吹付 一箇中 (A) ~ (F) (A') ~ (E') : 別図支持金物施工のため 天井仕上PB厚9.5×3を撤去 □300×300/箇所 上張りを下張り寸法+50mm程度大きく撤去し復旧時用の余白をとる。	PB厚9.5×3 外装薄塗材E 一箇中 (A) ~ (F) (A') ~ (E') : 別図支持金物施工に伴い 天井仕上PB厚9.5×3を新設、外装薄塗材E新設。 □300×300/箇所 下張り余白に接着剤、ステーブル等を使用し上張りを施工する。

※新設仕上は既存部材を確認の上、既存あわせとする。
 ※採用メーカー決定後、施工箇所の再確認を行うこと。



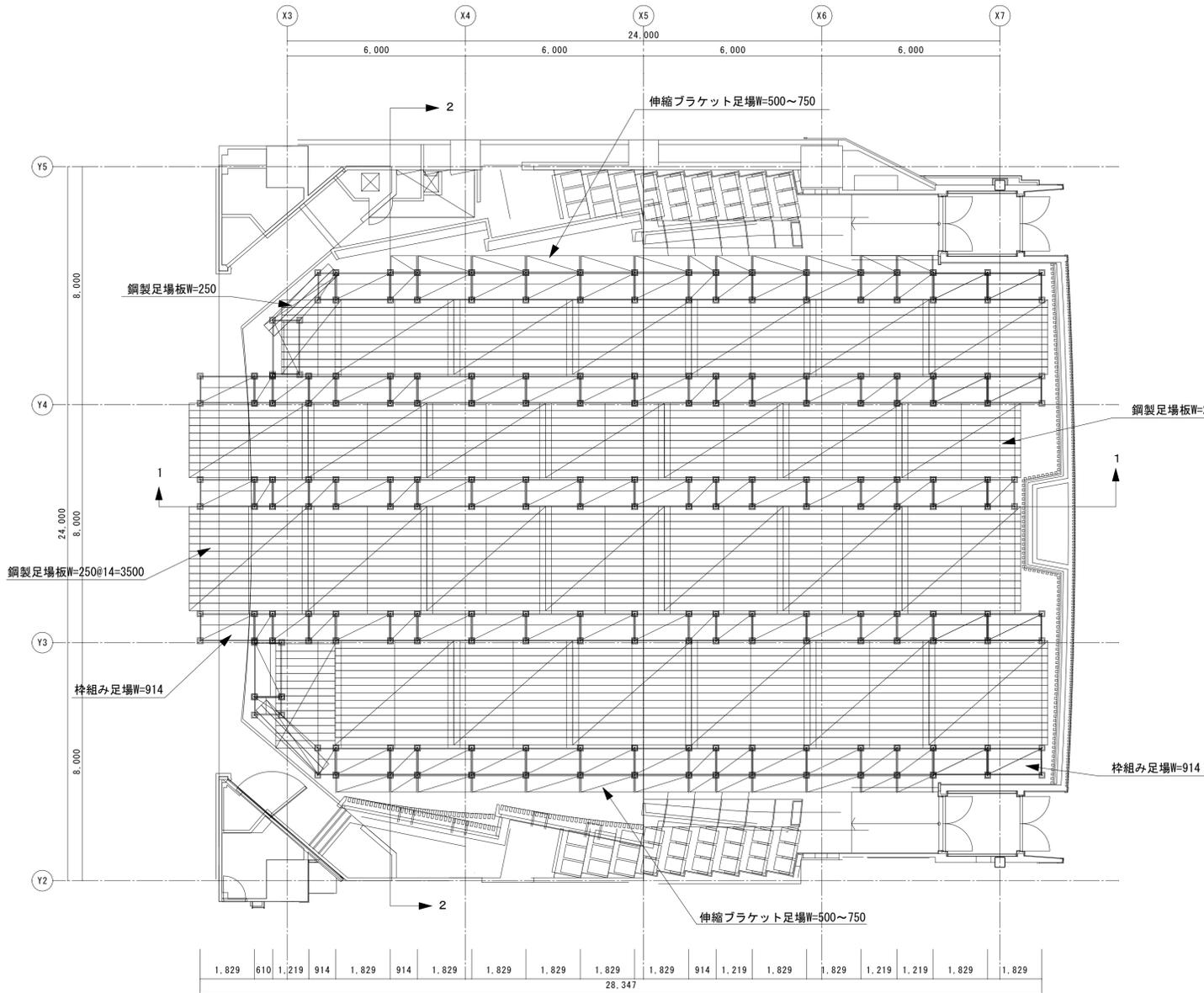
中地階天井伏図 1/100



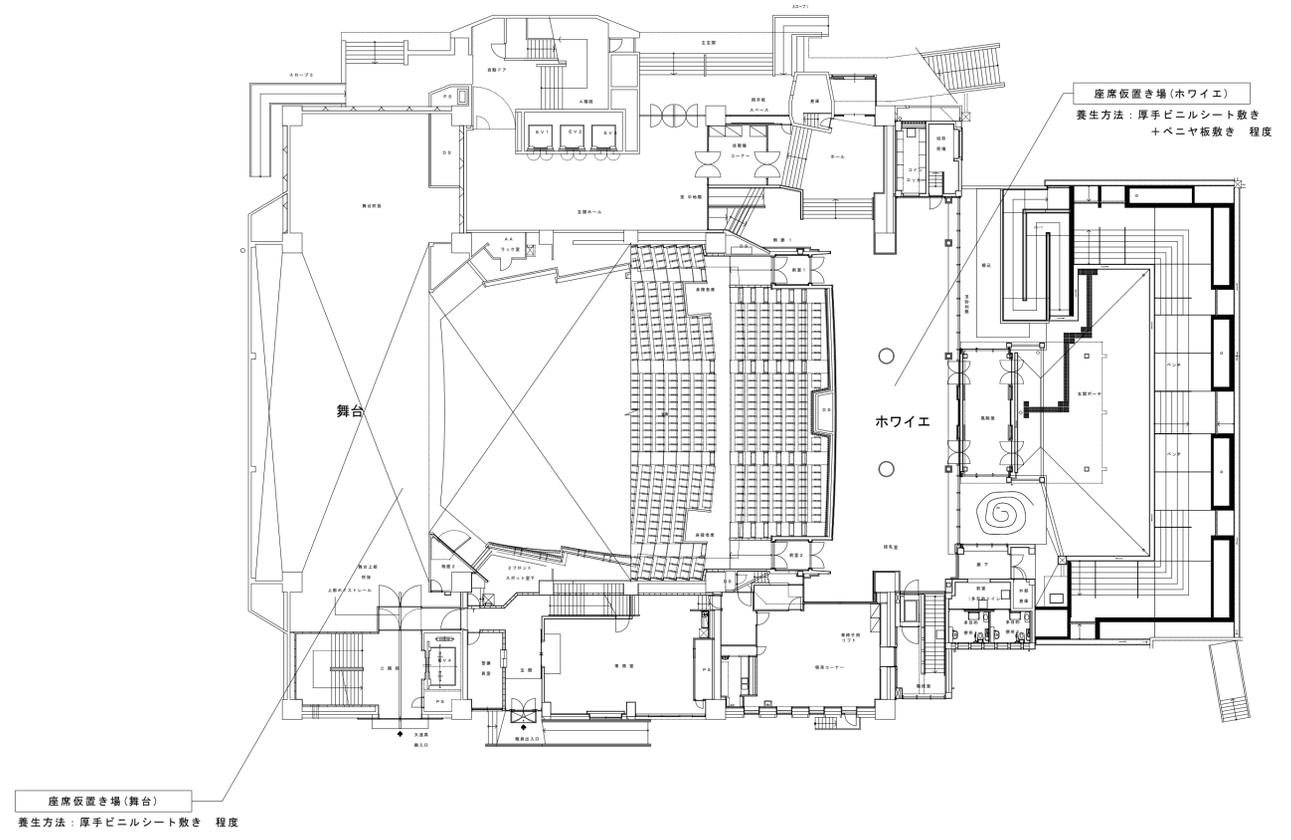
1階天井伏図 1/100

特記事項:

徳島県県土整備部管轄課	工事名 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所 清水 可次
	名称 天井伏図(改修図)	徳島市東広3丁目3-3 1級建築士登録
	図番 A-10 S: 1/100 年 月	TEL (088) 622-0883 第 102935 号
		FAX (088) 622-0885

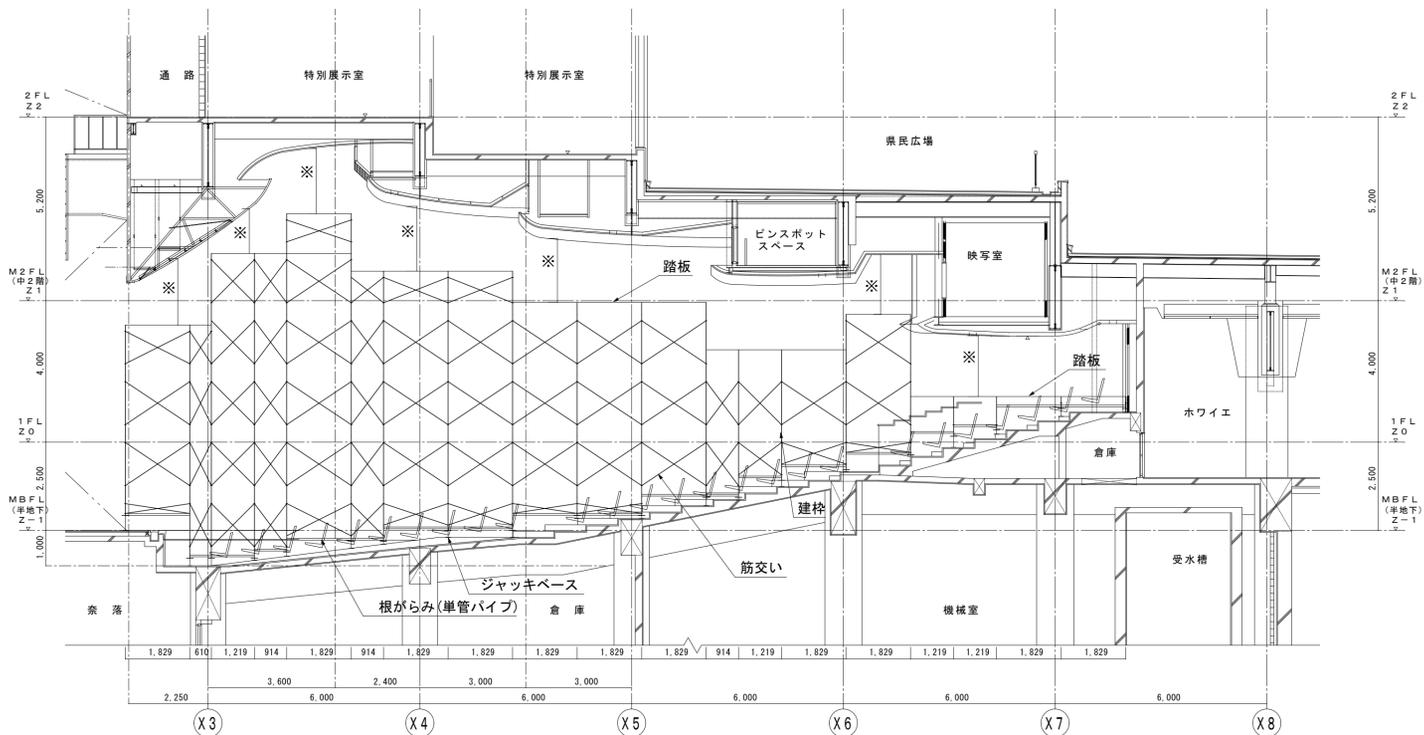


計画平面図 1/100

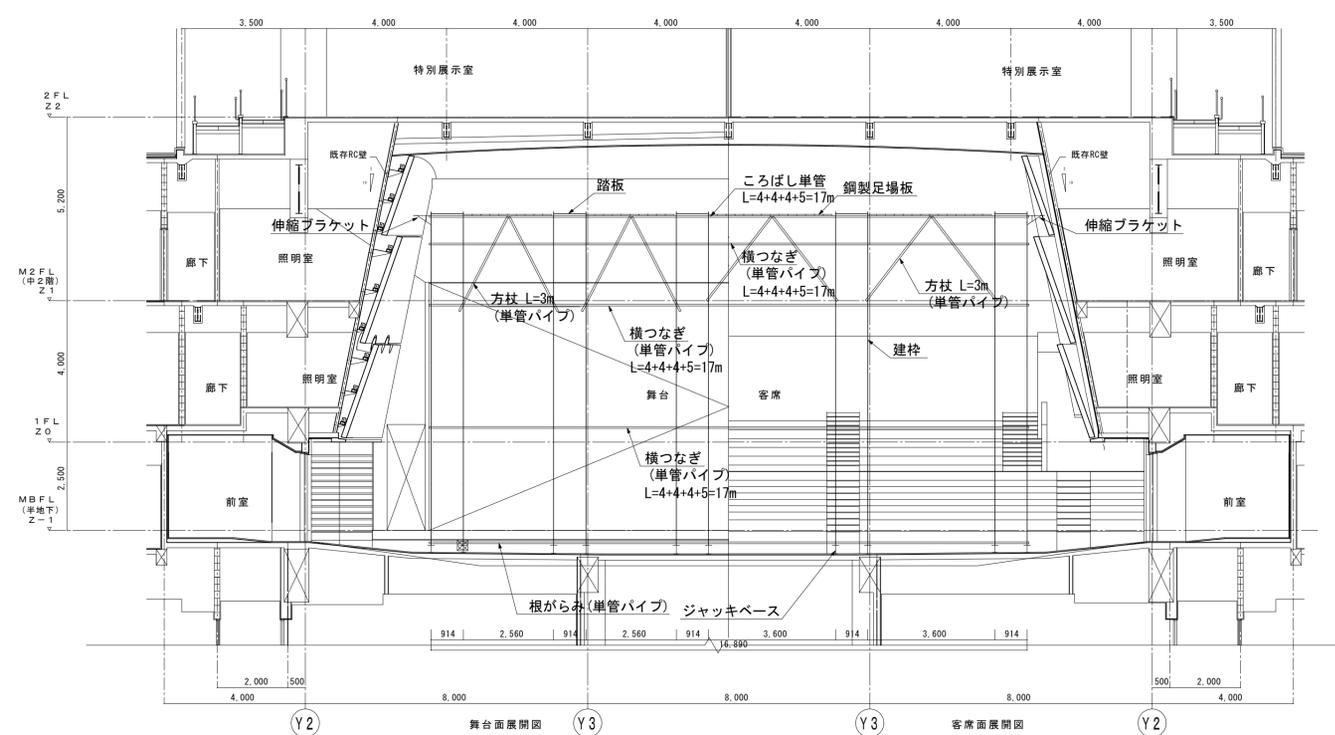


特記事項:

徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
	名称	仮設計画図1 [参考図]	徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A-11 S: 1/100	TEL (088) 622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX (088) 622-0885	



1-1 断面図 1/100



2-2 断面図 1/100

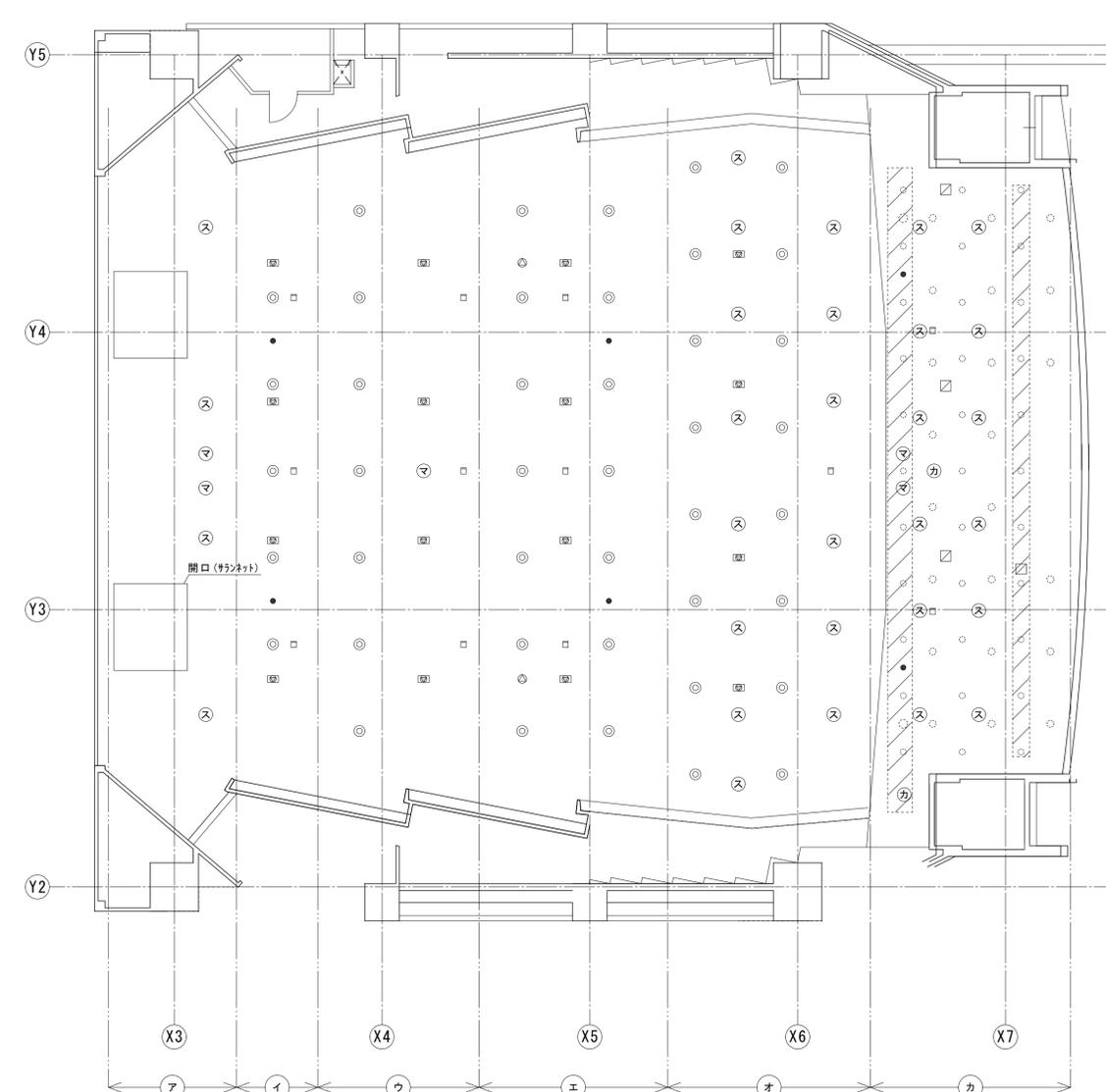
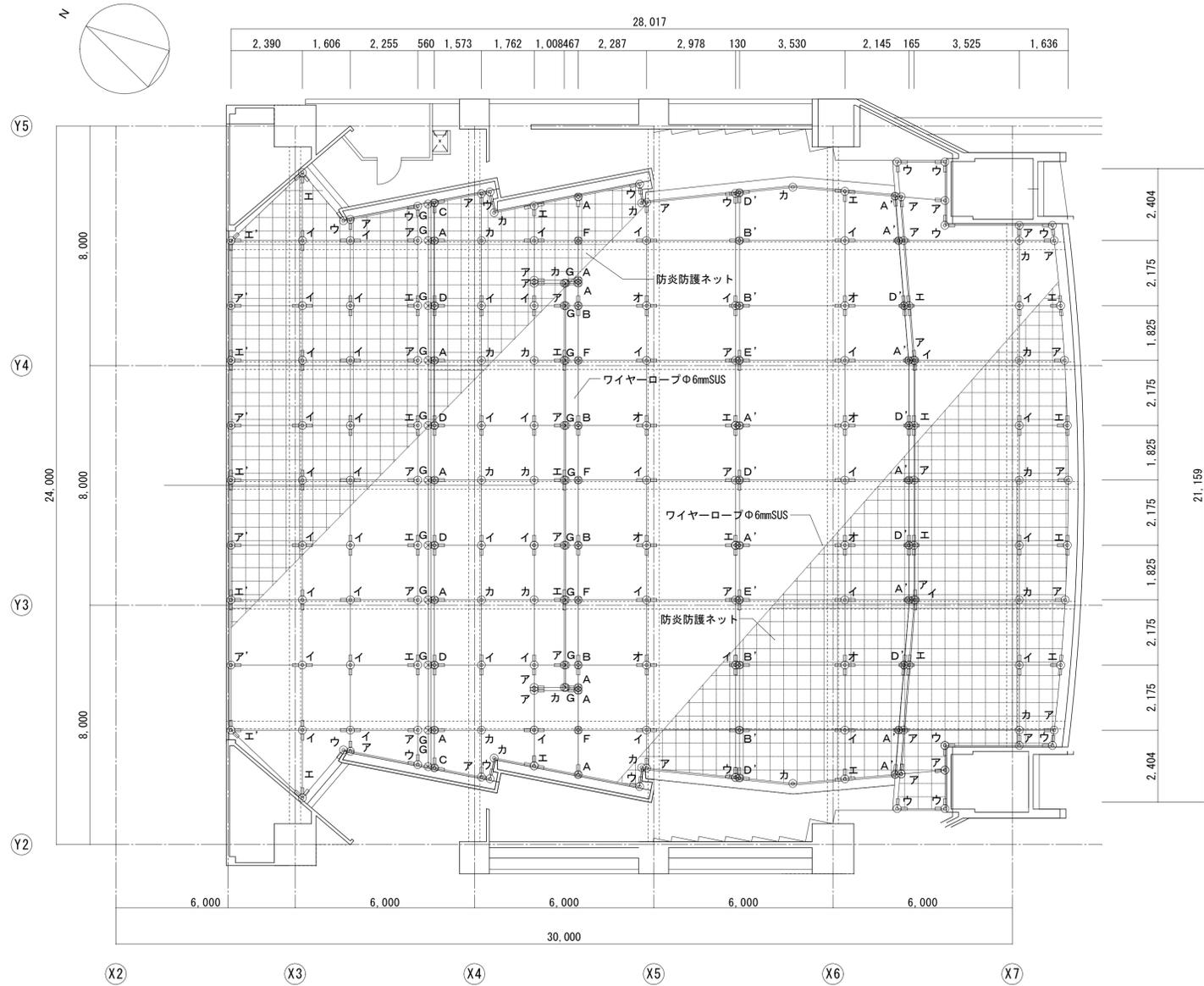
枠組鋼足場設置範囲の座席を取外し・再取付する。
 座席の解体・再取付については、施設管理者と協議すること。
 座席の仮置き：ブルーシートを敷いた上に、ダンボールに入れて保管。
 既存座席メーカー：コトブキシーティング

客席ジャッキベース部 合板等で養生 ※通路等床に既存配線があるので傷めぬよう注意のこと。
 踏板：シート養生
 客席全面：シート養生

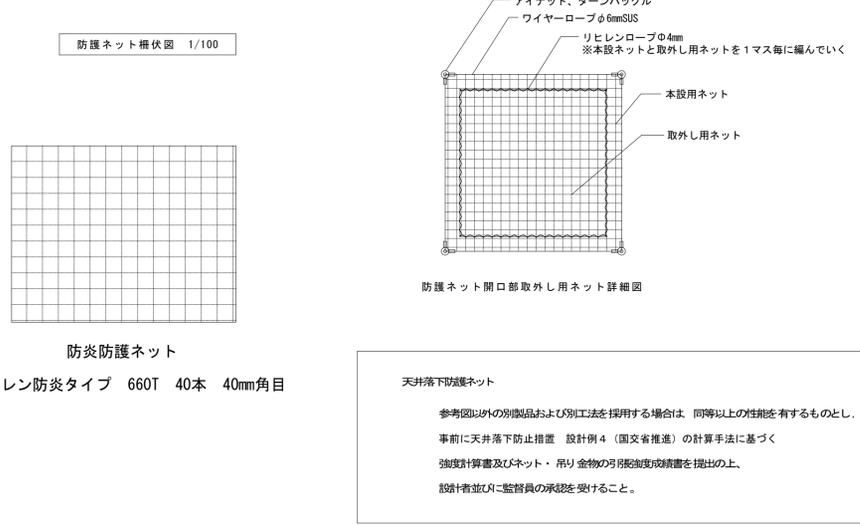
足場踏板から天井までの高さ（作業空間：图中※印）は
 ネット施工業者との打合せにより決定する。

特記事項：

徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
	名称	仮設計計画図2 [参考図]	徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A — 12 S : 1/ 100	TEL (088) 622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX (088) 622-0885	



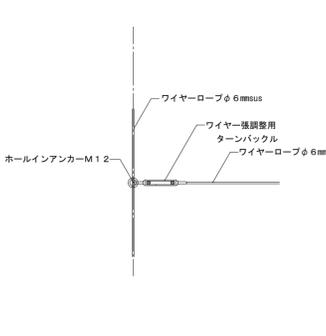
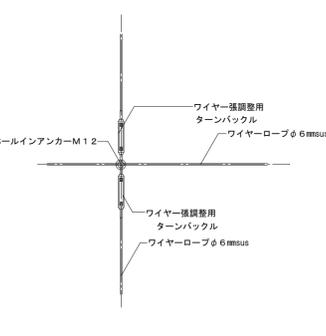
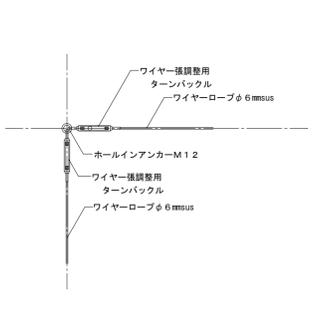
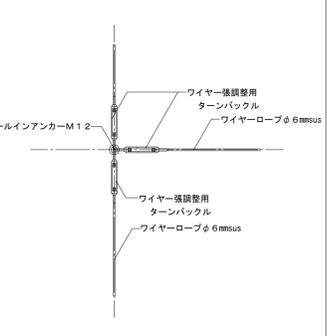
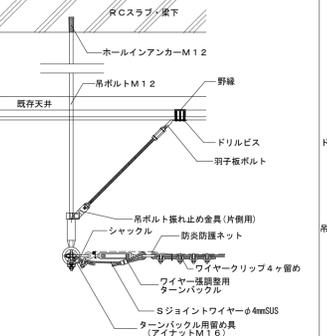
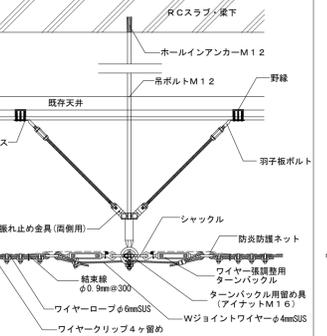
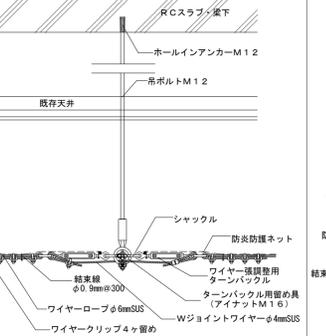
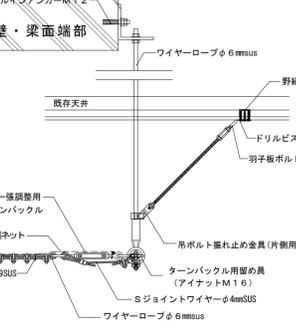
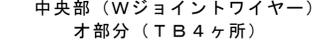
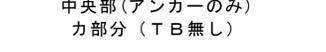
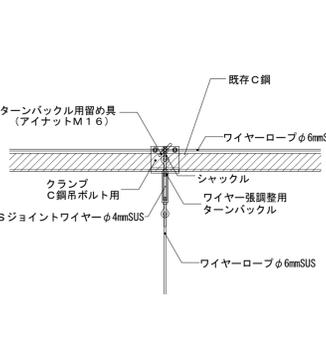
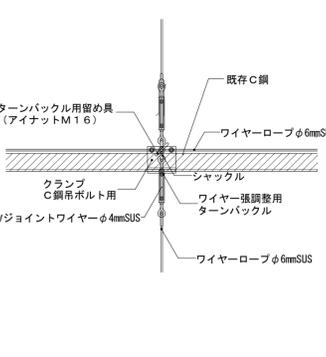
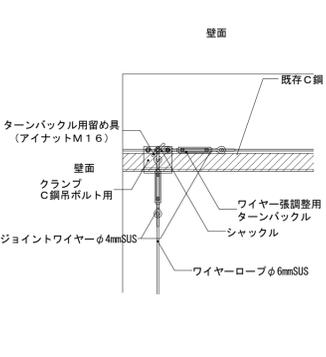
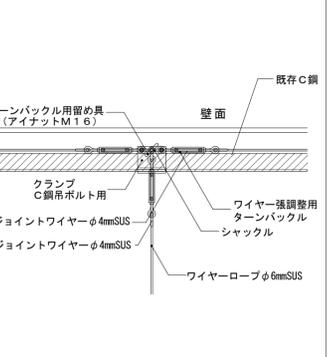
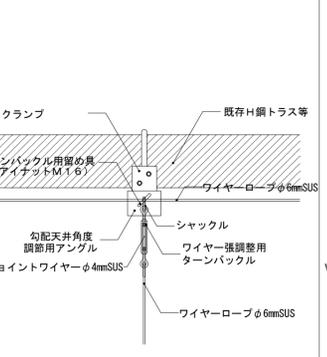
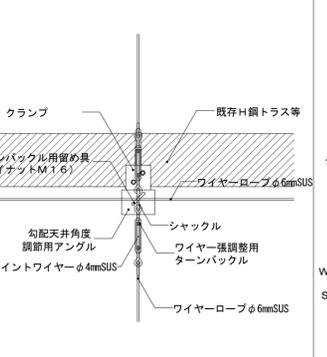
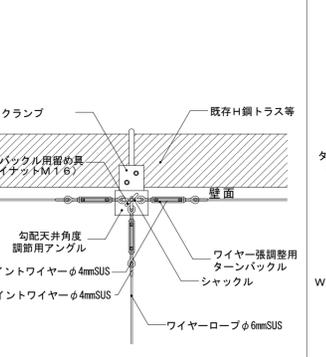
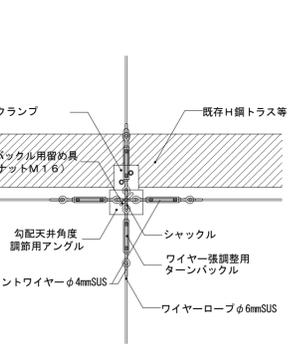
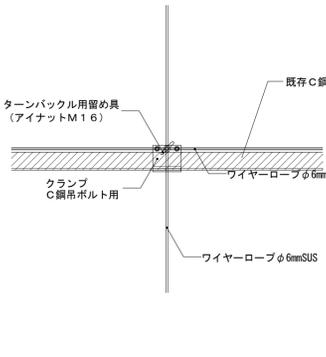
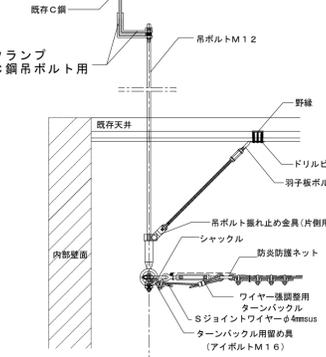
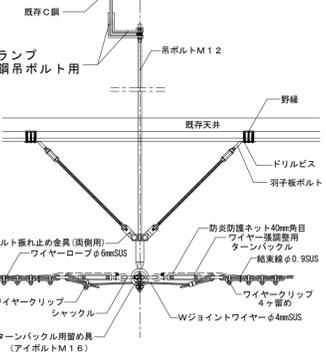
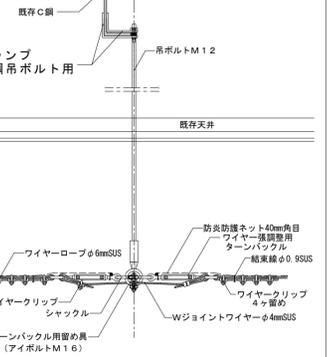
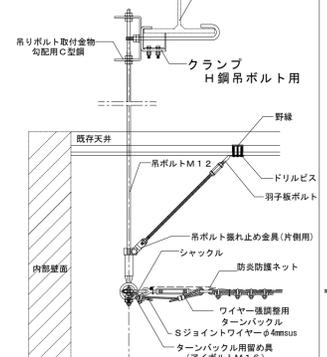
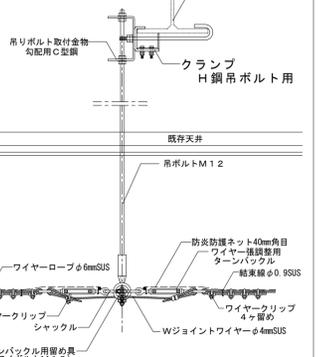
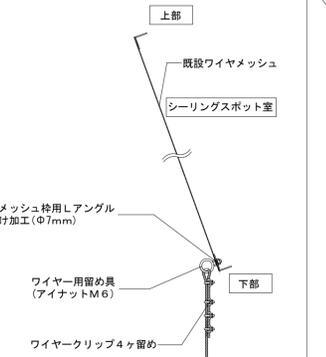
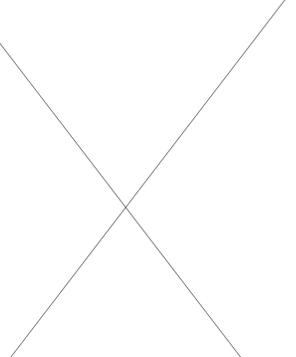
工法	クランプ 種別・記号	箇所数		
		種別毎 箇所数	ターンバックル 箇所数	引張材 箇所数
クランプ 吊ボルト用 支持金物 M12	A	11	11	C鋼用
	B	4	8	C鋼用
	C	2	4	C鋼用
	D	4	12	C鋼用
	F	5	-	C鋼用
	A'	9	9	H鋼用
	B'	4	8	H鋼用
	D'	7	21	H鋼用
	E'	2	8	H鋼用
7体'外留め	G	20	-	鉄'外室金枠
あと施工 アンカー用 支持金物 M12	A	38	38	スラブ用
	I	46	92	スラブ用
	U	18	36	スラブ用
	E	23	69	スラブ用
	O	8	32	スラブ用
	K	21	-	スラブ用
	A'	4	4	新設金物
E'	5	15	新設金物	
合計		231	367	-



記号	ネットに開口を設ける箇所	ネットを部分取外し可能な箇所
ア	⊗ スプリンクラーヘッド(半径30cm×H45cm空間確保)×4 ⊗ マイク×2	× 3通ステージ上部スピーカー前サラネット×2
イ	⊙ 照明400φ×5 ● 非常用照明×2 □ 感知器×3	⊗ スピーカー約300角×4
ウ	⊙ 照明400φ×7 ⊗ マイク×1 □ 感知器×3	⊗ スピーカー約300角×4
エ	⊙ 照明400φ×14 ● 非常用照明×2 □ 感知器×3	⊗ スピーカー約300角×6
オ	⊙ 照明400φ×16 ⊗ スプリンクラーヘッド(半径30cm×H45cm空間確保)×14 □ 感知器×1	⊗ スピーカー約300角×4
カ	⊗ マイク×2 ⊗ スプリンクラーヘッド(半径30cm×H45cm空間確保)×12 □ 感知器×2 ⊗ カメラ×2 ● 非常用照明×2	⊗ 天井点検口×4 ⊗ 斜線部分 ※スプリンクラー開口に干渉しないこと ※ネット強度に問題ない施工方法とする

上記箇所については、現場調査後 打合せにより最終決定する。特記仕様書も参照のこと。

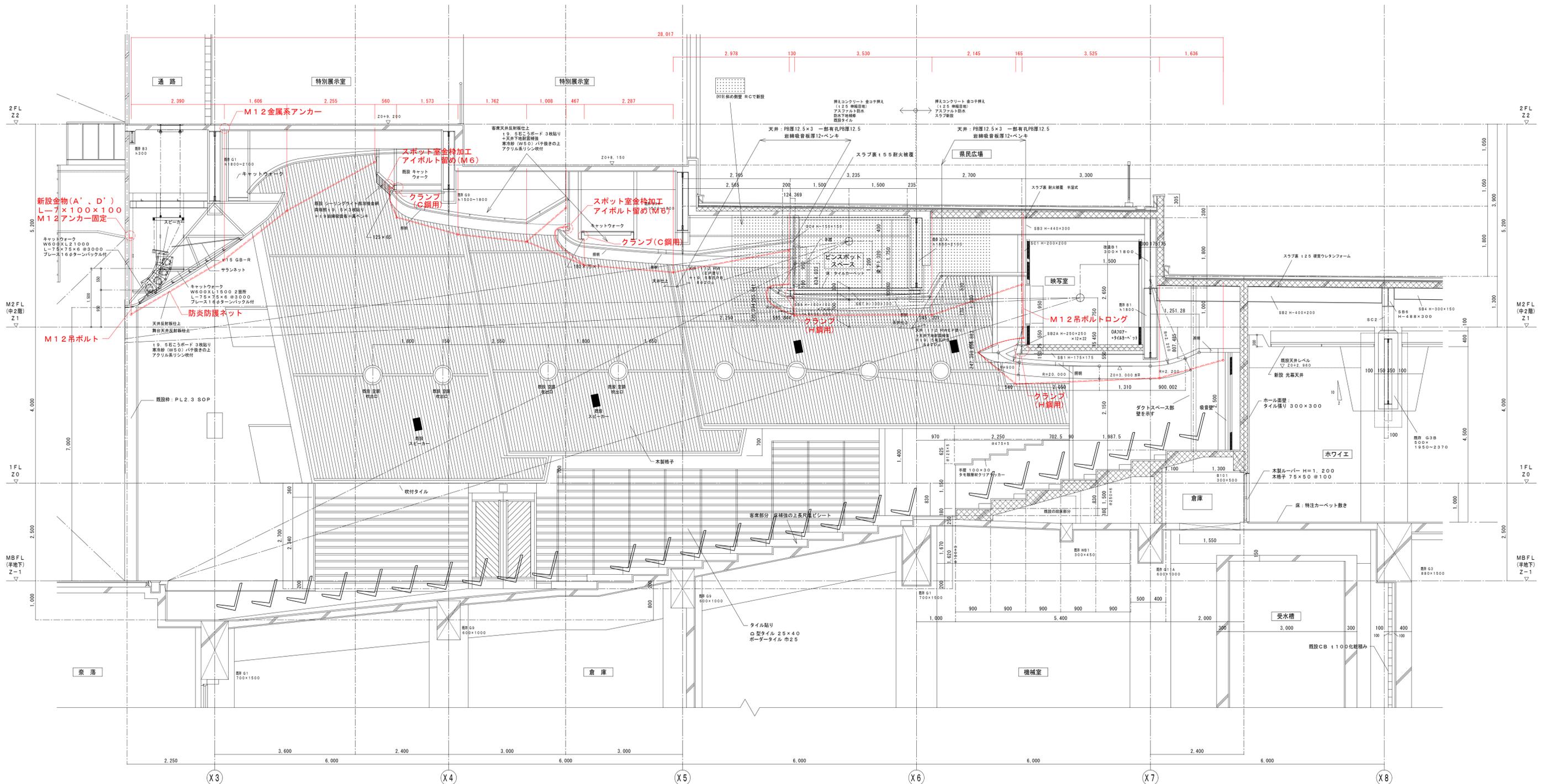
※あと施工アンカー引張試験を行う。特記仕様書参照。

							
<p>端部 (Sジョイントワイヤー) ア部分 (TB1ヶ所)</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) イ部分 (TB2ヶ所)</p>	<p>端部 (Sジョイントワイヤー) ウ部分 (TB2ヶ所)</p>	<p>端部 (Sジョイントワイヤー) エ部分 (TB3ヶ所)</p>	<p>端部 (Sジョイントワイヤー) ア、エ部</p>	<p>角部 (Wジョイントワイヤー) ウ部</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) イ、オ部</p>	<p>壁・梁面端部 (Sジョイントワイヤー) ア'、エ'部</p>
							
							
<p>端部 (Sジョイントワイヤー) A部分 (TB1箇所)</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) B部分 (TB2箇所)</p>	<p>端部 (Sジョイントワイヤー) C部分 (TB2箇所)</p>	<p>端部 (W・Sジョイントワイヤー) D部分 (TB3箇所)</p>	<p>端部 (Sジョイントワイヤー) A'部分 (TB1箇所)</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) B'部分 (TB2箇所)</p>	<p>端部 (W・Sジョイントワイヤー) D'部分 (TB3箇所)</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) E'部分 (TB4箇所)</p>
							
<p>中央部 (なし) F部分 (TBなし)</p>	<p>既存C鋼 端部Sジョイントワイヤー工法 A、D部</p>	<p>既存C鋼 角部Wジョイントワイヤー工法 C部</p>	<p>既存C鋼 中央部Wジョイントワイヤー工法 B部</p>	<p>既存C鋼 端部Sジョイントワイヤー工法 A'、D'部</p>	<p>既存C鋼 中央部Wジョイントワイヤー工法 B'、E'部</p>	<p>シーリングスポット室下部 (なし) G部分 (TBなし)</p>	<p>既存C鋼 端部Sジョイントワイヤー工法 A、D部</p>

特記事項:

徳島県土木整備部管轄課	工事名 R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所 遠水可次
徳島市東広3丁目3-3	名称 あと施工アンカー・クランプ等詳細図(参考図)	1級建築士登録
図番 A-14 S:1/10	年 月	TEL (088) 622-0883 第102935号
		FAX (088) 622-0885

※赤字は天井落下防止ネット設置工事内容を示す



ホール客席部詳細図 1/50

特記事項:

徳島県土整備部管轄課	工事名	R3宮精 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	遠水 可次
	名称	ホール客席部防護ネット詳細図(参考図)	徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A-15 S:1/50	TEL (088) 622-0883	第102935号
		年月	FAX (088) 622-0885	

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
受 変 電 設 備	
自 家 発 電 設 備	
電 灯 ・ コ ン セ ン ト 設 備	図示部分の電気工事一式
動 力 設 備	
通 信 ・ 情 報 設 備	
避 雷 設 備	
撤 去 工 事	

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事も電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2. <1>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事については、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3)

梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないらひ補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - PGBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官庁官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(○)特定の施設 ・ 一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・ 0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算

対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算

対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事

受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9. <2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10. <2>2.12.5)

なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1. <2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E_s接地極の材料はEDとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4)

なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

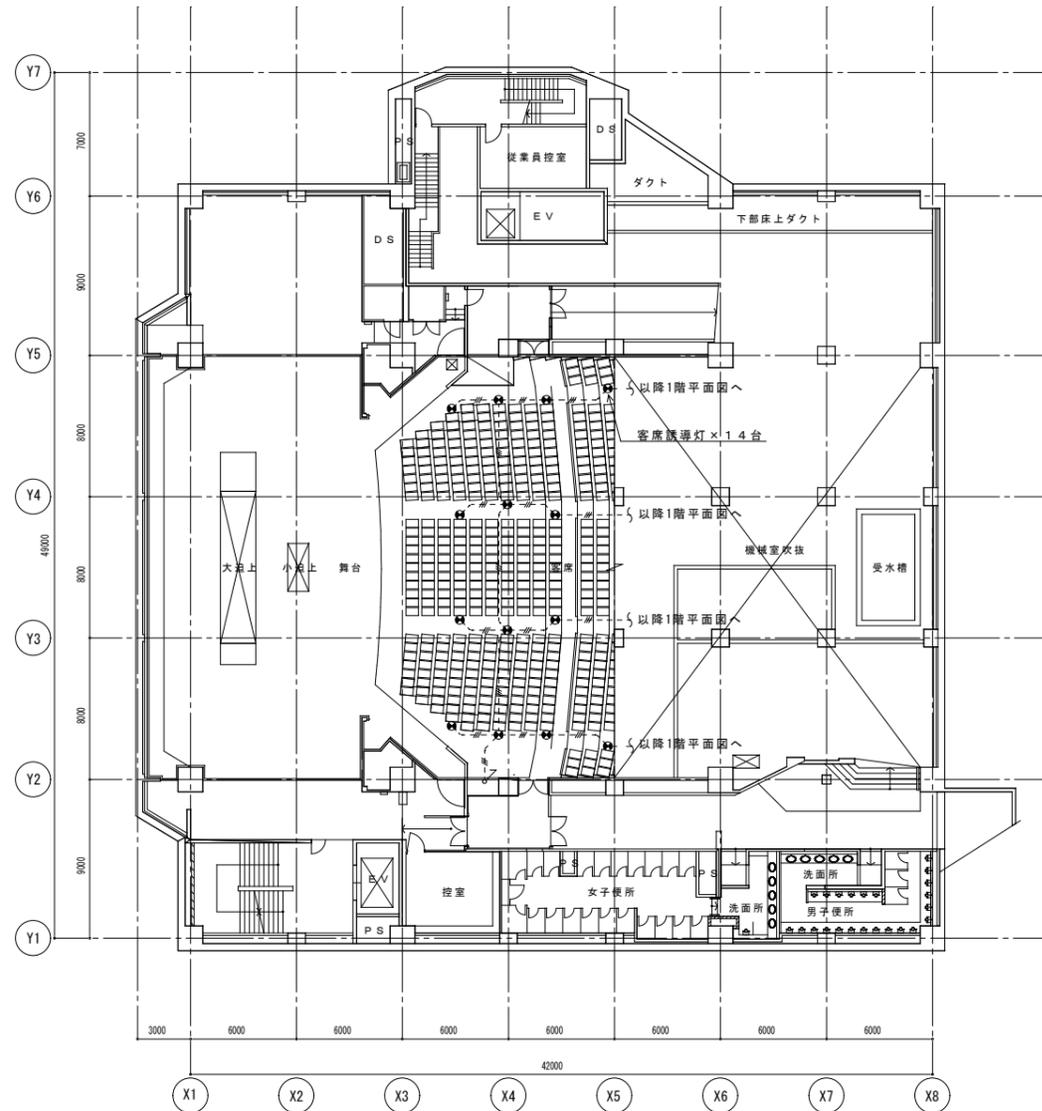
V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

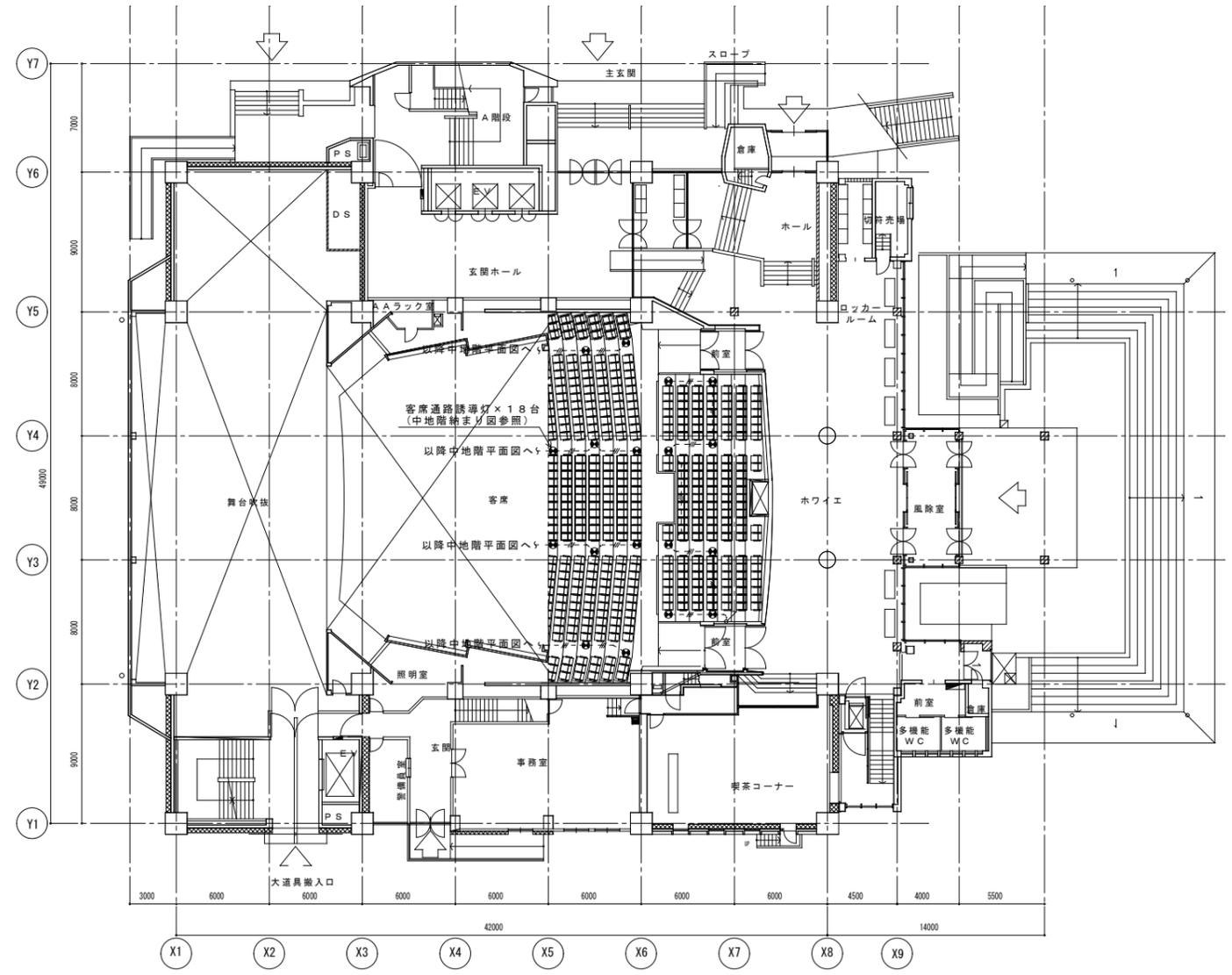
品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(DW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄製製ふた(マンホールふた)	

特記事項：

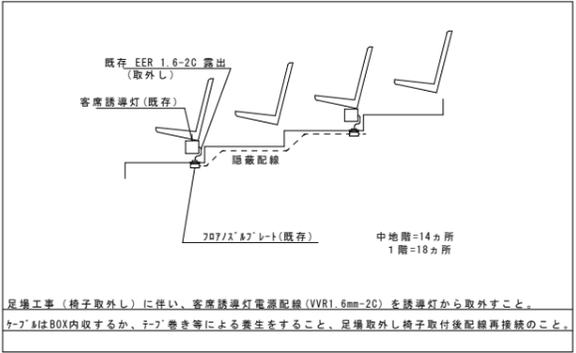
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R3営繕 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事			株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
	名 称	電気工事 特記仕様書			徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録
	図 番	E — 01	S : 1/	年 月		TEL (088) 622-0883 第 102935 号 FAX (088) 622-0885



中地階 平面図 1/200



1階 平面図 1/200

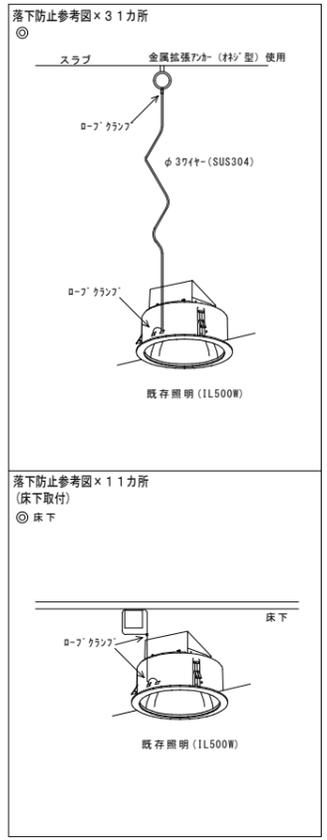
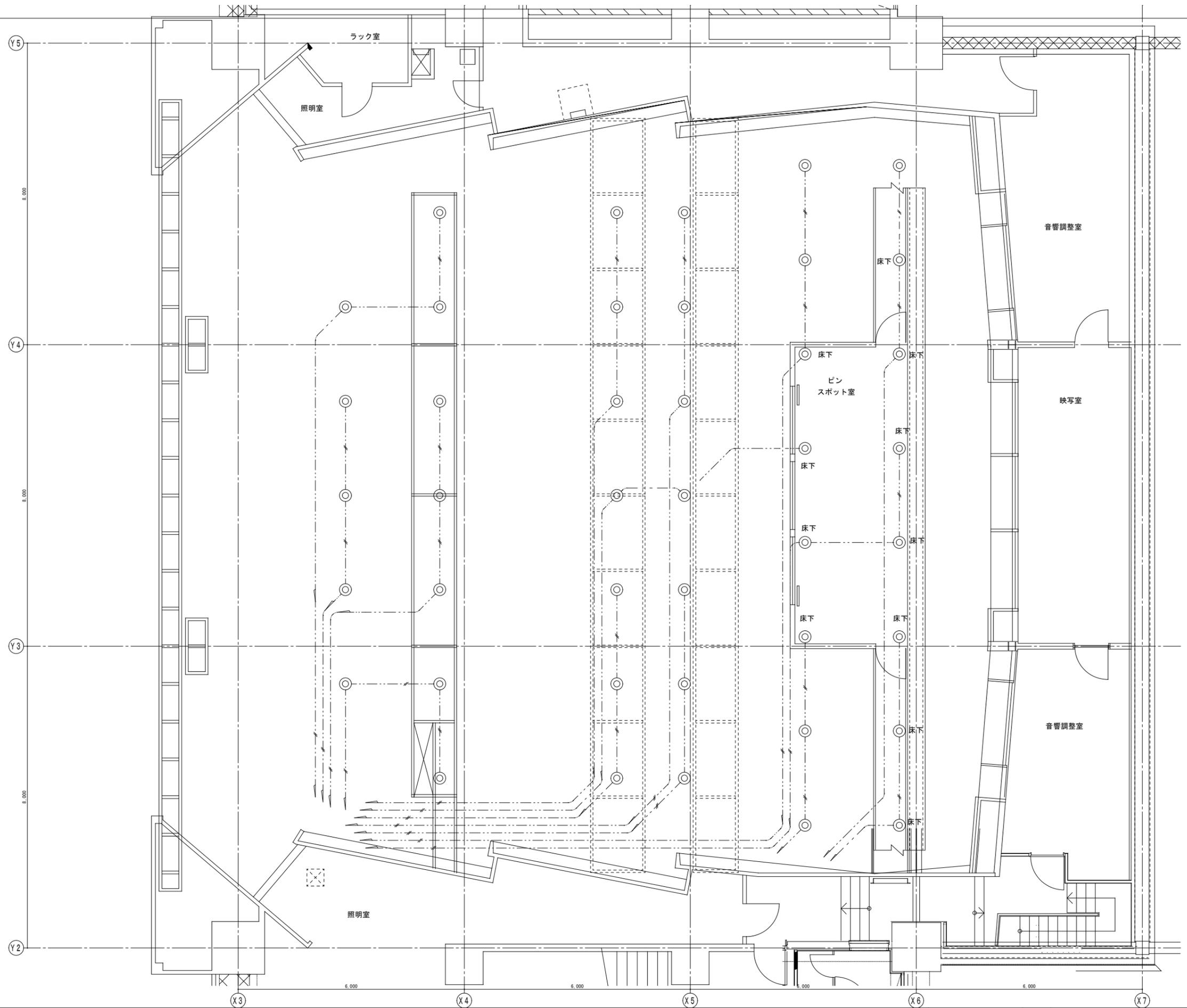


足場工事(椅子取外し)に伴い、客席誘導灯電源配線(VVR1.6mm-2C)を誘導灯から取外すこと。
 ケーブルはBOX内収するか、テープ巻き等による養生をすること、足場取外し椅子取付後配線再接続のこと。

客席誘導灯 納まり参考図

特記事項:

徳島県土木整備部管轄課	工事名	R3宮崎 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所 速水 可次
	名称	電気工事 客席誘導灯配線	徳島市東広3丁目3-3 1級建築士登録
	図番	E-02 S: 1/200 年 月	TEL (088) 622-0883 第 102935 号
			FAX (088) 622-0885



中2階 平面図 1/50

特記事項:

徳島県県土整備部登録課	工事名	R3 営繕 徳島県郷土文化会館 徳・塾場 大ホール天井落下防止ネット設置工事	株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
	名称	電気工事 照明器具落下防止措置平面図・取付詳細図	徳島市東広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	E-03 S: 1/50	TEL (088) 622-0883	第 102935 号
		年 月	FAX (088) 622-0885	